

空き家改修費用に関するよくある質問 (Q&A)

Q 6 8: 空き家の改修に補助金がありますか？

A 6 8: 屋久島町移住者住宅取得事業等補助事業の中の
空き家改修費用支援事業として補助金制度を設けております。

Q 6 9: 補助金の対象者に制限がありますか？

A 6 9: 対象者は

- ①新規転入者で、中古物件を取得する者又は、空き家バンクに登録された物件を賃借する者
- ②空き家バンクに登録している物件又は登録しようとする物件の所有者等
です。

※新規転入者とは転入前3年以上他の市町村の住民基本台帳に登録されていた者で、
本町に定住を目的として住所を定め5年以内の者。

Q 7 0: 補助金を利用するにあたり条件がありますか？

A 7 0: ②空き家バンクに登録している物件又は登録しようとする物件の所有者等
が空き家改修事業をする場合においては、補助金の交付後5年以上引き続き、
空き家バンクに登録し、賃貸の用に供することという条件があります。
詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q 7 1: 補助金の上限額はどのくらいですか？

A 7 1: 対象経費の2分の1、100万円が限度となります。
ただし、家財道具の撤去費は10万円が限度となります。

Q 7 2: 補助金の対象となる改修工事は何ですか？

A 7 2: ・台所、浴室、便所、洗面所等の改修及びこれに付属する装備の購入に係る経費
・内装、屋根、外壁等の改修に係る経費
・上記に伴う不要物の撤去に係る経費
・家財道具の撤去に係る経費
が、対象の工事となります。
詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q 7 3: 補助金の対象となる改修内容に制限がありますか？

A 7 3: 制度の意図と合わない場合等に制限させていただく場合があります。
詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q 7 4: 補助金の申請手続きはどのように進めればよいですか？

A 7 4: 一般的な流れは以下の通りです。

1. 窓口で事前相談を行う。
2. 必要書類を準備し、申請書を提出する。
3. 審査を受け、交付決定を受ける。
4. 交付決定後に工事を着工する。
5. 工事完了後、実績報告書、請求書を提出し、補助金を受け取る。

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q75: 補助金の申請に必要な書類は何ですか？

A75: 以下の書類が必要となります。

- ・ 移住者住宅取得事業等補助金交付申請書
- ・ 住宅改修等に係る経費を明らかにできる書類(見積書等の写し)
- ・ 現況写真(事業実施前の施工予定箇所)
- ・ その他必要と認める書類

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q76: 補助金の申請後、工事を開始しても問題ありませんか？

A76: 補助金の申請後、工事着手前に交付決定の通知を受ける必要があります。

交付決定の通知を受けた後でないと、補助金の対象外となります。

Q77: 補助金の申請はいつ行うべきですか？

A77: 工事着手前及び金銭授受が行われる前に申請をする必要があります。

工事着手後や金銭授受が行われた後の申請は、補助金の対象外となります。

Q78: 補助金は他の助成金と併用できますか？

A78: 併用可能な場合もありますが、併用できない場合もあります。

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q79: 補助金の対象となる工事費用はどのように算定されますか？

A79: 工事費用は、見積書に基づいて算定されます。

正確性に欠ける見積書の場合、補助金が減額または不交付となることがあります。

Q80: 補助金の対象となる工事業者は指定されていますか？

A80: 指定の工事業者はありません。

個人事業主や法人ではない者、

所有者が自ら改修する場合など、人件費などは対象外となります。

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q81: 補助金の交付はどのように決定されますか？

A81: 交付の決定は、申請書類等提出後、申請内容を審査し決定いたします。

Q82: 補助金の申請結果はどのように通知されますか？

A82: 申請結果は、申請内容の審査が終了し、決定後書面で通知いたします。

Q83: 補助金の交付決定後、工事内容の変更は可能ですか？

A83: 工事内容の変更は、事前に承認を得る必要があります。

無断で変更すると、補助金を交付できない場合があります。

事前に承認を得る際には「補助事業等変更・中止(廃止)承認申請書」に

「提出されている書類のうち申請内容に変更が生じたもの」を添えてご提出ください。

詳細は、担当窓口までお問合せください。

Q84: 補助金の交付はどのように行われますか？

A84: 工事完了後に実績報告書、請求書等を提出し、審査を受けた後に補助金が交付されます。

不備等ない場合は、役場への請求書到達後2～3週間後に入金となります。

報告内容に不備がある場合、交付が遅れることがあります。

Q85: 賃貸していた方が退去予定または退去しましたが、どうすればよいですか？

A85: 補助金の交付から5年以内であれば、空き家バンクへの連絡が必要です。
再度、空き家バンクホームページに掲載をし、募集をいたします。
不動産業者および個人で借主との契約が成立した場合は、
「空き家バンク登録物件交渉結果報告書」を提出ください。
空き家改修の補助金をご利用の場合で、
「空き家バンク登録物件交渉結果報告書」を提出がない場合、
補助金の返還請求をする場合がございます。